

受験生、学生および実務家のための

“とする”読替の条文集

# 法人税法

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

施行日：令和四年十月一日（令和四年法律第七十一号による改正）

未施行あり

公布日：昭和四十年三月三十一日

改正法令名：労働者協同組合法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十一号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

## はじめに

本書は、条文中にある『・・・については、A中「B」とあるのは「C」とする。』形式の読替条文（包括読替等の読替条文を除く）を見やすく書き換えたものです。

例：下記は法人税法 第六十六条第四項です。

4 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

本書は読替規定に従い読替前後の条文を下記のように作成したものです。

【1A 読替前】第 66 条第 2 項 ←法人税法

2 前項の場合において、・・・一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の 19 の税率による。

【1B 読替後】第 66 条第 2 項 ←法人税法

2 前項の場合において、・・・一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち 800 万円を 12 で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の 19 の税率による。

“とする”形式の読替条文集の作成対象は、知的財産法 6 法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と税務法 6 法律（法人税法、地方税法第 3 章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）です（2022 年 12 月現在）。

本書を使えば、読みにくい読替条文を数分の 1 の時間で理解できます。長文が多い税務法では本書の利用価値が特に高い。

条文は e-Gov 法令から取得した漢数字の条文を算用数字に変換したのち複雑な処理をして作成したものです。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

2022 年 12 月 川原英昭

eGOV から 2022. 12. 01 に取得した条文から作成した  
法人税法のトスル読替の条文集

<目次>

【N O 1】	第 37 条第 6 項	-----	0 5
【N O 2】	第 57 条第 11 項	-----	0 7
【N O 3】	第 59 条第 5 項	-----	0 9
【N O 4】	第 64 条の 6 第 3 項	-----	1 1
【N O 5】	第 66 条第 4 項	-----	1 3
【N O 6】	第 66 条第 11 項	-----	1 4
【N O 7】	第 67 条第 6 項	-----	1 6
【N * *】	第 72 条第 3 項	-----	1 8 対象外
【N O 8】	第 74 条第 2 項	-----	1 9
【N O 9】	第 75 条第 8 項第 1 号	-----	2 0
【N 1 0】	第 75 条の 2 第 11 項第 1 号	-----	2 3
【N 1 1】	第 86 条	-----	3 3
【N 1 2】	第 127 条第 3 項	-----	3 7
【N 1 3】	第 127 条第 4 項	-----	3 9
【N 1 4】	第 129 条第 2 項	-----	4 1
【N 1 5】	第 143 条第 3 項	-----	4 2
【N 1 6】	第 144 条の 4 第 4 項第 1 号	-----	4 3
【N 1 7】	第 148 条第 2 項	-----	4 8
【N 1 8】	第 149 条第 3 項	-----	4 9
【N 1 9】	第 152 条第 2 項	-----	5 1
【N 2 0】	第 152 条第 4 項	-----	5 2

注 1 『・ ・を適用する。この適用については、C 中「D」とあるのは「E」とする。』の形式の読替規定の条文集です。

注 2 読替規定の表現は多様で注 1 の基本形を変形した規定が多い。例.  
「この適用については、」の箇所、中「・・以下の表現も多様です。

注 3 表形式の読替規定は、読替表を従前形式に変換しています。従前形式とは読替を注 1 のような文字列で規定するものです。

注 4 読み換える条文番号を具体的に明示していない包括読替を含むもの及び特異表現の読替はこの条文集の対象外です。包括読替とは「・・を適用する。この適用については、第 2 節中「D」とあるのは「E」とする。』形式のもので、包括読替は少ない。

注 5 条文番号と『中「・・』の間に適用範囲を限定する「除く、限る」がある場合、その限定を無視して読替前後の条文を作成する。例 法人税法第 144 条の 4 第 4 項第 1 号の『第 69 条第 26 項（第 144 条の 2 第 10 項において準用する場合に限る。）中「・・』の規定は『第 69 条第 26 項中「・・』として読替前後の条文を作成する。

注 6 号の条文の読替の場合、①読み替える号番号を明記するものと、明記せず『第 1 項中「・・』とあるのは・・』のように規定するものがある（例. 法人税法第 67 条第 6 項）。②本文は『については、次に定めるところによる。』とし、読み替える下位の号番号を明記しないものがある（例. 法人税法第 144 条の 4 第 4 項）。これらは読替前後の条文作成ができるように条文を編集している。

【NO1】\*\*\*\*\* トスル読替条文【法人税法 第37条第6項】\*\*\*\*\*

6 内国法人が特定公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。）の信託財産とするために支出した金銭の額は、寄附金の額とみなして第1項、第4項、第9項及び第10項の規定を適用する。この場合において、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第37条第4項中「）の額」とあるのは「）の額（第6項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。）」とするほか、この項の規定の適用を受けるための手続に関し必要な事項は、政令で定める。

【1A 読替前】第37条第4項 ←法人税法

4 第1項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等（別表第2に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

【1B 読替後】第37条第4項 ←法人税法

4 第1項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等（別表第2に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額（第6項に規定する特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭の額を含む。）があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第1項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

【N O 2】\*\*\*\*\* トスル読替条文【法人税法 第 57 条第 11 項】\*\*\*\*\*

1 1 次の各号に掲げる内国法人の当該各号に定める各事業年度の所得に係る第 1 項ただし書の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第 57 条第 1 項ただし書中「所得の金額の百分の 50 に相当する金額」とあるのは「所得の金額」とする。

【1A 読替前】第 57 条第 1 項 ←法人税法

第 57 条 内国法人の各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額(この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が損金算入限度額(本文の規定を適用せず、かつ、第 59 条第 3 項及び第 4 項(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入)並びに第 62 条の 5 第 5 項(現物分配による資産の譲渡)の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の**所得の金額の百分の 50 に相当する金額**をいう。)から当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。

【1B 読替後】第 57 条第 1 項 ←法人税法

第 57 条 内国法人の各事業年度開始の日前 10 年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額(この項の規定により当該各事業年度前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第 80 条(欠損金の繰戻しによる還付)の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。)がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該欠損金額に相当する金額が損金算入限度額(本文の規定を適用せず、かつ、第 59 条

第 3 項及び第 4 項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）並びに第 62 条の 5 第 5 項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該各事業年度の**所得の金額**をいう。）から当該欠損金額の生じた事業年度前の事業年度において生じた欠損金額に相当する金額で本文の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額を控除した金額を超える場合は、その超える部分の金額については、この限りでない。



【N03】\*\*\*\*\* トスル読替条文【法人税法 第59条第5項】\*\*\*\*\*

5 第2項の内国法人が通算法人である場合（同項に規定する適用年度終了の日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。）における同項の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第59条第2項中「この項及び」とあるのは「この項、」と、「)の規定」とあるのは「)、第64条の5（損益通算）及び第64条の7第6項（欠損金の通算）の規定」と、「所得の金額を」とあるのは「所得の金額と当該内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（第57条第1項、この項から第4項まで、第62条の5第5項、第64条の5及び第64条の7第6項の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（第57条第1項、この項から第4項まで、第62条の5第5項、第64条の5及び第64条の7第6項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額（これらの他の通算法人のうちこの項の規定の適用を受ける法人がある場合には、当該控除した金額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額）とのうちいずれか少ない金額を」とする。

【1A 読替前】第59条第2項 ←法人税法

2 内国法人について再生手続開始の決定があり、又は内国法人に第25条第3項若しくは第33条第4項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が第25条第3項又は第33条第4項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち次に掲げる金額の合計額（当該合計額が第57条第1項（欠損金の繰越し）、**この項及び**第62条の5第5項（現物分配による資産の譲渡）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の**所得の金額**を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達す

るまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

【1B 読替後】 第 59 条第 2 項 ←法人税法

2 内国法人について再生手続開始の決定があり、又は内国法人に第 25 条第 3 項若しくは第 33 条第 4 項に規定する政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が第 25 条第 3 項又は第 33 条第 4 項の規定の適用を受けるときは、その適用を受ける事業年度（以下この項において「適用年度」という。）前の各事業年度において生じた欠損金額で政令で定めるものに相当する金額のうち次に掲げる金額の合計額（当該合計額が第 57 条第 1 項（欠損金の繰越し）、この項、第 62 条の 5 第 5 項（現物分配による資産の譲渡）、第 64 条の 5（損益通算）及び第 64 条の 7 第 6 項（欠損金の通算）の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額と当該内国法人の適用年度及び当該適用年度終了の日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度の調整前所得金額（第 57 条第 1 項、この項から第 4 項まで、第 62 条の 5 第 5 項、第 64 条の 5 及び第 64 条の 7 第 6 項の規定を適用しないものとして計算した場合における所得の金額をいう。）の合計額から同日において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度において生じた調整前欠損金額（第 57 条第 1 項、この項から第 4 項まで、第 62 条の 5 第 5 項、第 64 条の 5 及び第 64 条の 7 第 6 項の規定を適用しないものとして計算した場合における欠損金額をいう。）の合計額を控除した金額（これらの他の通算法人のうちこの項の規定の適用を受ける法人がある場合には、当該控除した金額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額）とのうちいずれか少ない金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額は、当該適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

-----以下省略-----